

平成29年11月15日
四国電力株式会社

伊方発電所3号機の所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る 原子炉設置変更許可申請について

当社は、本日、伊方発電所3号機の所内常設直流電源設備（3系統目）の追加設置に係る原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出しました。

直流電源設備は、全交流電源が喪失した際に、重大事故対応に必要な監視計器等へ直流電力を供給するための設備であり、新規制基準において、現在設置している「所内常設直流電源設備」と「可搬型直流電源設備」に加え、さらなる信頼性確保のため「所内常設直流電源設備（3系統目）」を追加することが求められています。

所内常設直流電源設備（3系統目）の設置は、新規制基準により、本体設備の工事計画認可（平成28年3月23日）から5年以内と定められており、本設備は平成32年度の完成を予定しています。

当社は、今後とも、伊方発電所の更なる安全性・信頼性の向上に向け不断の努力を重ね、一層の安全確保に万全を期してまいります。

以上

【伊方発電所3号機 直流電源設備 概要図】

